



会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第5回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会
開 催 日 時	平成22年8月23日(月) 午前10時～11時40分
開 催 場 所	市役所4階402学習室AB
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：添田座長、荒井副座長、波多野委員、岡本委員、永井委員、椎木委員、菅原委員、藤野委員、朝倉委員、久保田委員、見崎委員、小川委員、河野委員、 欠席者：栗原委員、杉本委員、 事務局：地域福祉課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、地域福祉課主事(地域福祉グループ)、高齢・障害担当部長、障害福祉課長、障害福祉課主査(業務グループ)、障害福祉課主事(業務グループ)、コンサルタント(2名)
報 告 事 項	(1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録(要旨)について(資料1) (2) その他
議 題	(1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について (2) 第二次障害者計画の素案(第4章)の検討について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 指摘事項については再度策定委員会で検討することとし、原案のとおり承認する。 (2) 次回の開催日は、9月29日(水)午前10時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、 ●=事務局)	※ 議事進行前に、座長により配付資料の確認と、委員の出欠についての確認が行われた。  報告事項 (1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録(要旨)について(参考「資料1第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録(要旨)」) ● 「第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録(要旨)」については、資料1のとおりである。修正などあれば、後ほど事務局まで御連絡いただきたい。修正があれば修正し、前回の会議録(要旨)を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 【主な意見等】 ○ 特になし。 (2) その他 ● 特になし。 【主な意見等】 ○ 特になし。  3 議題 (1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について(参考「資料2 第1章序論(計画の概要等)(抄)」「資料3 第2章武蔵村山市の障害のある人の現状等(抄)」「資料4 第3章計画の基本的な考え方(抄)」「資料5 第5章計画の推進」)

● 前回の懇談会において指摘を受けた箇所について、8月9日に開催された策定委員会で検討したので報告する。

1点目は、P16資料3「アンケート調査の実施概要」の(3)抽出方法の欄の「(悉皆)」という言葉について、特段の支障がないと考えられることから削除した。

2点目は、P16～17にかけて、調査を実施した手帳所持者数が実際の障害者数とイコールであるとの誤解を生む表示についてであるが、指摘どおり誤解を招くおそれがあるので、P17にその旨を記載した。

3点目は、発達障害及び高次脳機能障害者に関する記述に関して、現状を理解していただく趣旨から、P17と資料6のP40に記載した。

4点目は、P19の表中、福生第二学園様のサービスについては、追加させていただいた。また、事業所等へ引かれた線の位置がずれていることに関しては、印刷時の不具合ということで直されていないが、製本時にはきちんと事業所等へ引かれた表示となるので、了承いただきたい。

5点目は、資料4のP25、27、29に記載の「障害のある人も」の表現に関して、主体的な表現を用いることとし、「障害のある人が」に修正した。

6点目の「施設に暮らさざるを得ない人たち」に関してだが、P25及び素案(第4章)のP42に、障害者自立支援法の趣旨に沿った形での表現を追加した。

7点目は、P26の障害者支援のネットワークの図の中に地域住民などが入っていないとの指摘については、指摘いただいたとおりに記載すべき方が不足していたので、左上の部分に「地域住民」を加え、右上の部分に「商工会」及び「特別支援学校」を加え、並び順を修正した。また、このネットワーク図に関して、各機関や地域でのつながり方がよく分からないとの指摘をいただいたが、事務局としては、1つの図で表現できる事には限界があるので、今計画においては先ほど修正した内容に留め、このままの形を使用するという理解いただきたい。

8点目は、P28の(4)のキャッチコピーが「広い」では言葉足らずではないかとの指摘に関して、広域的な連携と広い選択肢、多様性の拡充といった表現を受け、「広い枠組みで」と修正した。

9点目は、差別の禁止や虐待の防止の記載もすべきとの指摘に関して、こちらについては、議題(2)で使用する資料6の素案(第4章)のP43に「権利擁護体制の確立」として記載している。

続いて、策定委員会の指摘により策定懇談会に検討を依頼された項目及び事務局で修正した項目について報告する。

1点目は、資料2のP11であるが、真ん中あたりの10行目「障害種別」の後に具体的な内容を加えた。

2点目は、P12の「計画の期間」に関して、「武蔵村山市障害福祉計画(第2期)」の次に、点線矢印で囲んだ「武蔵村山市障害福祉計画(第3期)」を表記し、平成27年度以降は、「武蔵村山市障害者計画」と「武蔵村山市障害福祉計画」を一体的に策定する文言を付け加えた。

3点目は、資料3のP18であるが、上の「精神障害者等」の表の配列を変更した。またその下の「障害者(児)数の推移」の表については、表内の「総数」の文言を「合計」に変更した。

4点目は、P20の「障害者就労支援センター」での相談受付状況と相談内容の表であるが、内容を平成21年度の直近のデータに変更した。

5点目は、資料5のP33であるが、「(1)「自立支援協議会」の設置」の中に「自立支援協議会」の役割の一つとして、「地域生活に密着した地域福祉エリアの設定」を加えた。

6点目は、P35の「計画の進行管理(第2節)」であるが、今後予想される制度改正にも柔軟に対応する旨の記述を加えた。

【主な意見等】

- 事務局の説明について、意見・質問はあるか。
- P26の地域福祉エリアのところで、学校が中学校までになっているが、学校は高校もあるだろうし専門学校等もあると思うが、その辺を網羅するような記載の方がいいと思うことが一つと、P25の最後の段で修正した箇所に関して、前回もお伝えしたように、中には人工呼吸器を使用している人もいるし、自分で身体を動かさない人もいる。そういう人たちは基本的に両親の高齢化などで家庭内では介護が出来なくなっている状態だから、施設に入っている。今の文章で行くと施設から地域へ帰ることだけで話が進むと、そういう人達が例外的な形になるから、「地域生活への移行の推進」と加えたのはいいかもしれないが、「地域生活への移行が可能な方々へのために」とした方が自然だと思う。少数の方の意見も配慮していただければありがたい。

- 第1点目の「地域福祉エリア」の右上の部分に関しては、確かにおっしゃるとおりなのだが、文量の関係もあるので、加えるかどうかは事務局のほうで検討させていただきたい。

第2点目の記述に関しては、「地域生活への移行」というのは国の施策の中でも大きなトレンドである。しかし、指摘のように地域生活へ移行できない人も多いので文言を修正する方向で検討したい。

- P25の「障害のある人の自立支援の観点から」に関して、障害のある方が地域で一人暮らしをすることや、働いて経済的に自立することが自立という考え方であるならば、重度の方の支援となると非常に危険である。体が全く動かない人に対しての自立とは何だと考えると、何か飲み物が飲みたい時に視線を送れるようになることが自立支援の一つなのではないかとも考えられるし、それが現状である。それをいかに引き出すかを気にしているので、一人暮らしをするのだとかという考え方として偏っているのではないかと思う。

次にP34の「「自立支援協議会」を中心とするネットワークのイメージ」で、一番下の都道府県から指定という形で矢印が伸びている。私が所属しているサービス事業所は東京都の指定を受けているのに、サービス事業所に矢印が伸びていないのはどうしてなのかが気になった。

- 両方とも修正をする。
- P20の「「障害者就労支援センター」での相談受付状況」のように新しいデータになれば更新するのか。
- 現在集計中の分は更新していく。
- 次の議題に入る。

(2) 第二次障害者計画の素案(第4章)の検討について「資料6 第4章 基本計画素案」

- まず、P40を御覧いただきたい。「計画の基本目標」ということ

で、1つ目が「障害のある人が安心して暮らせるまちづくり」という基本目標を立てた。そのためにどんなことをやっていくのかということが、P40～53までに表記されている。まず1つ目の施策であるが、「相談体制の充実」、武蔵村山の現状としては「武蔵村山市地域自立生活支援センター」あるいは「精神障害者地域生活支援センター」における相談の現状そして課題の把握をして、今後の施策というのが右のページに記されてある。このように現状、課題、施策といった構成である。

2つ目の施策は「生活環境の整備」である。これは、障害のある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要ということで、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進が必要である。あるいは障害のある人が共同で生活する「グループホーム」の充実について検討していく必要があるといったことを表記している。先ほど質疑応答でも申し上げたが、施設に入っている方ということで重度障害者など“真に入所が必要な人”については、今後も「施設入所支援」事業などの利用を促進し、市内外の施設と連携を深めながら入所の支援を行っていく必要がある。というようなことで、課題として掲げている。今後の施策としては、従来事業である給付事業の継続ということで「住宅設備改善費給付事業」を継続していく、あるいは公的住宅の整備ということで、障害のある方も住める住宅として東京都や東京都住宅供給公社などの住宅供給団体に要請していく。あるいは市ができることとして、市営住宅の建て替えの際に障害のある人に配慮した住宅となるように整備を検討するというようなことで記述をしている。

3つ目の施策は「権利擁護体制の確立」である。障害のある人が住みなれた町で安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせない。というようなことから、それに対する今後の主な施策ということであるが、成年後見制度利用の促進あるいは、(仮称)権利擁護センターの設置というようなことを施策として考えている。それに伴って虐待防止対策を充実させる。具体的には、地域のネットワークや相談体制強化の推進・充実に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図るというような記述をしている。

4つ目の施策は「障害福祉サービスの充実」である。こちらについては現状を示させていただいており、課題については特に記述していない。現状の自立支援法の仕組みをP45に図示している。P46、47においては、この指定障害福祉サービスと地域生活支援事業・必須事業の各サービスの説明を記述している。P48、49では、完全には入っていないが実施状況、今後の主な施策を記述している。

5つ目の施策は「福祉と連携した保健・医療サービスの提供」である。今後の施策としては健康づくり拠点の充実あるいは、発達障害などへの支援といったことの記述をしている。

6つ目の施策は「経済的支援の実施」である。今後の主な施策としては、各種手当、助成等の継続というような記述をしている。こちらのほうで特出すべき事項としては、現状と課題の2段落目に、「これらの制度については、「自立生活へ向けた支援」を主眼とした障害者サービスのあり方が検討されている中で、今後、必要に応じて制度の見直しを図ることも考えられます。」ということで、こういった金銭による給付について、必要に応じて制度の見直しを図るというような記述をしている。

7つ目の施策は「コミュニケーションサービスの実施」である。現状と課題は、情報は障害のある人のための情報の保障ということで、なかなか情報が伝わりにくい、手に入れにくいような課題があるといったことから、今後の主な施策としては、「手話通訳者の派遣」や「筆談、点字・点訳、朗読サービス事業の継続」、「手話通訳者、点訳者等人材の養成」などこういった施策を継続していきたいと考えている。

8つ目の施策は、「障害児教育の充実」である。現在の市の状況は、「心身障害児通所訓練事業」（通称『ちいろば教室』）を実施しているが、特別支援学校との連携を図りながら、市立小学校に特別支援学級を設けている。今後は「特別支援教育」の取り組みを、より一層進めていく必要があるということで、今後の主な施策として3つの事業を記述させていただいた。

第2節は、「障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり」ということで、2つの施策を記述している。1つ目の施策は「就労の支援、促進」である。今後の主な施策としては、「就労支援センターの充実」、「就業相談、情報提供の充実」、「公共施設における就労の場の確保」という内容となっている。

2つ目の施策は、「社会参加、交流の促進」である。今後の主な施策としては「スポーツ教室の開催」、「特別支援学校との交流の実施」といった施策を考えている。

最後の柱は、「支え合い、共に生きるまちづくり」ということで、こちらについては2つの施策を記述している。1つ目の施策は、「障害への理解と交流」である。心のバリアフリーといったことから、「広報、啓発活動の充実」「福祉教育の充実」、「特別支援学校との交流の実施」、「スポーツ教室の開催」といった心の垣根を取り払う施策が必要である。

2つ目の施策は、「サービス提供拠点の充実」である。現状と課題に引き続き、今後の主な施策としては『「身体障害者福祉センター」の管理・運営』、『グループホーム・ケアホームの整備』、『サービス提供施設の維持・確保』というような施策を記述している。以上である。

- 意見・質問をいただきたい。
- 私は視覚障害を持っていてその関係で申し上げると、今後の取り組みということでSPコードの件が出てきているが、ここに活字読み上げ装置というものを加えてもらおうとありがたい。

それと、点字の件について、現在我々の世界では実際に点字を読める人が全体の2～3割しかいない。というのも私を含め、中途障害者が急増していることが大きな要因であるといわれている。なかなか点字を覚えるということが難しい。私も4ヶ月間点字を習ったが、大部分が打ち込みをする作業であった。それはどんな方でも大体覚えるし、健常者の方が点字を作ってあげようという思いで働きかけることはいいのだが、点字を読める人が少ないと話にならない。今から読む訓練をするのは非常に大変なことである。最近活字の読み上げ装置として「よむべえ」というものが世に出ているが、これが約20万円であり、手当を付けていただければ1～2万円で済むわけだ。手話を使う方は今後もどんどん増えるだろうけど、点訳にいたっては今後読める方が少なくなっていくと思う。それよりも電子辞書の活用などに流れが変わってしまうことも想定されることから、行政からはよむべえ等に対するお金の補助をしていただきながら、時代の流れで進める

部分については進めていただければいいのではないかと思います。私が所属している会には全盲の方も何人かいるが、率でいうと点字が読める方は2～3割しかいない。残りはラジオやテレビ、伝聞といった耳からの情報に頼らざるを得ない。その空白の部分が大きな問題点になってくるのではないかと思います。今後の計画の中に少しでもこういったことを入れてくれるとありがたい。

- 情報共有ということではあるが、聴覚・視覚に障害をお持ちの方に対し、全ての情報が届けられていないということもあるのかなと考えている。現状では市が地域生活支援事業で、日常生活用具の給付事業を行い、先ほど委員から指摘いただいた活字文章読み上げ装置、「テルミー」又は「よむべえ」といった用具の給付も行っているところである。1度給付されると一定期間は使用していただくというルールもあるが、いずれにしても現在の施策も継続しながら、今後の施策としてSPコードの普及に取り組んでいかなければならないと考えている。今後は市の刊行物へのSPコードの普及又は活字文書読み上げ装置の公共施設窓口への設置といったことも、施策として盛り込む必要性があると考えているので、今後記述する方向で検討したい。
- それに関してだが、「テルミー」は1台あたり10万円ほどかかると言われている。本人負担で1割負担なら1万円になるが、金額的なものもあるし、実際個人情報の開示がなかなかできない時代であるため、我々が購入した後に、こうやればよくなりますよとか、こういう製品ができますよという情報を入手することがなかなかできないというのが現状である。その上で「テルミー」を継続して進めていくとおっしゃっても、実際に進めていくことは難しいのではないかと思います。そのような方法では、いくら国で補助を出すと言われても情報がなかなか伝わってこないから、実際に購入しようと思う人はいるだろうけれど、なかなかその利便性などを教えていただく機会もない。この2～3年で東京都や国から補助が出ていると思うが、SPコードに関してはいかがなのだろうか。
- 個別の施策になるが、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、国では障害者自立支援対策臨時特例交付金という制度を作って、その中の視覚障害者に対する情報基盤の整備事業を行っている。そのメニューでこの臨時特例交付金を使用し、市町村がSPコードの普及の研修会や窓口における活字文章の読み上げ装置の整備といった事業がメニュー化されている。市ではこの特例交付金を使って市役所の窓口で使用する活字文書読み上げ装置「テルミー」の購入や、図書館に「よむべえ」を設置したが、今後は、まず情報に到達できるように、市が発行する刊行物にSPコードの普及や市役所の各部門の印刷書類にSPコードをつけるといった普及活動が必要であると考えている。また、今後の主な施策として、SPコードの普及や、活字読み上げ装置の公共施設窓口への配備といった記述を追加したいと考えている。
- その点よろしくお願ひしたい。それともう一点承知頂きたいのは、目が不自由であるため、実際に機械がここにあるから来なさいと言われても自由に行きようがない。であるから、「テルミー」という機械があっても個人が個別に持っていなければ何の意味も成さない。この辺の問題点の解決をしていただけるとありがたい。
- 先ほど申し上げたように視覚に障害をお持ちの方に対しては、日常生活用具の給付事業で対応している。こちらについては、非課税の方は自己負担が無料で日常生活用具の給付ができる。今後もそういった施策を継続していくし、それを通じて「テルミー」の視覚障害者への

給付事業を実施していきたいと考えているので、理解いただきたい。

- P50の【現状と課題】の下の3行に、『「発達障害者支援法」の趣旨を踏まえ、発達障害などの早期発見に努め、関係機関との連携強化を図りながら発達障害者の自立と社会参加を推進し・・・』と記載されている。それでそのすぐ下の「主な施策」の「発達障害などへの支援」の所管が子育て支援課や教育関係の課になっている。これでは成人の障害者への支援についての記述がないのもいかなものなのかなと思うので、何らかの成人への手当てを記述していただければと思う。
  - 現状から申し上げると、発達障害のある人の掘り起しがなかなか進まないのが現状である。今後は発達障害者に対する掘り起しを行って、どんな支援ができるのかといったことを試行錯誤しつつ、何らかの支援の手を差し伸べる必要があると考えている。例えば健康推進部門との連携や教育機関との連携といったライフステージに応じて、乳幼児期、学齢期から社会に出た発達障害のある方に対し、何らかの形で主な施策の中に盛り込んでいきたいと思う。
  - P42の今後の主な施策の中に「東京都住宅供給公社」とあるが、これは今、住宅の整備機関として存在しているのか。
  - 東京都が運営する住宅供給公社として存在している。住宅都市整備公団とは別の団体である。
  - 今、発達障害の話が出たが、私たちの施設は重度障害者のための施設である。外来も今は発達障害の方が多い。最近特に目立つのが知的に遅れていないタイプ。一見普通に見えるのだが、本質的にコミュニケーションのとり方に困っている方が多い。ひきこもりの方の中にも、そういう知的障害を持っている方が多いのではないかな。今は誰も生きにくい世の中であり、障害者にとっても同じである。あるいはどちらかというと被害者になるパターンが多いが、場合によっては加害者になることもある。そうすると世間的に見て分かりにくいことをやるようなこともある。それが社会的に大きな問題になっている。おそらく全国レベルでの問題ではないかなと思う。最近では、分かりにくいので余計に周りも困るし上司も適切に対応できないようなこともあって、教育とも関係するようなことなのでそういうスタンスでの位置付けも必要ではないかなと思う。病院もいっぱい、私の所は4～5ヶ月待ちの状態であり、有名な所は数年待たないと入れないので、病院だけで対応できないところもあり、教育や福祉といった行政のサイドで、相談事業以外にもあらゆる面で対応していかないと対応しきれないのではないかなと感じる。
- あと、従来は精神科疾患で捉えられているのではないかなと思う。従来の精神科医はあまり発達障害に関しては強くないといった所もあるので、幼児期から早急に対応していかなければならないと思う。
- 今委員がおっしゃられたように、幼児期に発達障害が出現するとは限らない。幼児期に出現すれば成人期まで連続した切れ目のない支援を行う必要があると考えている。また、成人になって初めて発達障害ではないかという診断がなされた場合にも、その支援が必要であると考えている。いずれにせよライフステージを通じた相談・支援の仕組みづくりを、今後の施策の中に記述する方向で考えたい。
  - 我々は障害としては軽い方たちの施設に勤めているが、こちらでもかなり問題があって、いわゆる制度の狭間にいる方たちについての問題である。障害福祉サービスを利用している方も、どう就労に結び付けるのかということで、やはり入所授産施設なので、ADLで自立を

しているということが一つの目安となる。全国の自治体から狭間の方たちが行き場が無いということを聞いていたのだが、その方たちが自立支援法によって入所施設から地域に出て、自立した生活ができるのかというと、できる状況にない。現状でも夏休みや休日に緊急で呼び出しをされることが多い。実際、地域の生活の中で、今の法律の中では狭間の方たちは地域で生活をするしかないはずである。介護保険では隣近所が身を寄せる前提があるようだが、そのような方たちをどうやって生活圏でサポートしていくのかというのを考えると、緊急通報システム等の整備の考え方がもう少し高度になっていかないと、実際亡くなっている方もいるし、本来ひとりで生活するのは難しいと思われる方へグループ訪問を全員に向けてするという事はきわめて難しいし、数が限られると思う。そうすると地域の中で一人で生活するという事は厳しく、そういう状態を絶対に防がなければいけない。そのためにもどうするのか、実態は我々がボランティアで行っているが、24時間相手の様子を監視できるような緊急通報システムを構築している都道府県もある。そういったシステムの提案ということであるが、残念ながら行政機関でやることはかなり難しいと思う。休みに入った時に、じゃあ月曜日にしようかといった状況ではないと思うので、そういった部分の充実を表記はされているが、具体的に高度な部分での設定が必要なのではないかと思います。

- 私は、精神の作業所で高次脳障害の方をお預かりしたのだが、その時も全く模索で、何も分からない状況で受け入れてしまったのだが、何回かなくなった時点で携帯のGPS機能がすごく有効であるということが分かった。彼にそれを持っていただき、なくなったときに非常に楽に探せた。携帯電話は普及していると思うが、意外と安く手に入れることができるので、そういう方に持っていただくことも一案ではないか。例えば札幌では、老人の方に全員GPS付きの携帯電話を持たせているはずであるが、そういったことを導入していくことも現代の生活にあっているのではないかと思います。
- GPS携帯を持つこと自体は本人の意識や納得がないと危険な部分もある一面も抱えているので、行政がどうこうという問題ではないと思うが。
- それは家族と本人に、「どこか行ってしまうと困るので」ということをきちんと話して、納得していただいたうえで持っていただくことが必要である。かつて、高次脳障害の方がなくなったときには何も持っておらず、私は寝ずに自力で探し回った。そんなことをしないためにも有効な手段だという意味で、携帯という現代の文明の利器を使えばいいのではないかと思います。
- 契約が絡んでくる面もあるが、緊急通報システムは自分から何かを発信する方式である。発信できずに最悪亡くなれるということもあり得るので、そういったことを踏まえて、仕組みとして障害者計画に盛り込んでいけないかと思う。
- 緊急システムは現在でもあるのだが、ボタンを押さなければ連絡員の方に通報できない仕組みになっている。
- 実際に機能するかの話である。
- 実際に機能した。介護をしていて、ある方とそういうシステムを歩いて5分くらいの所なのだが、それをつけていただき、消防署のほうから「何も反応がないが、どうかしましたか」という消防システムの連絡がすぐに入る。それで連絡をいただいたことはあるが。
- 今のシステムがダメという前提ではない。もう少し多角的に考えた

システムが必要なのかなと思っている。実際、地域に出て、その状態の中でどこの機関が責任を持ってその方を見ているのかというところが、実際の所不明確であるような気がする。

- うちの所では精神の方を預かっていたので、かかりつけのお医者さんが連絡を密にしてくれていた。
- そういうところは制度の穴だと思う。現状の制度の中でどうやったら低減できるかということであれば、やはり緊急的な要素を膨らませて考えていただければいいと思う。
- 先ほどの視力障害者の方の現状をお聞きして驚いたが、やはり公的機関がきちんと把握する必要はすごくあると思うので、その辺の公私をどう繋ぐのが非常に大事だと思う。
- 最近新聞紙を賑わせている100歳以上の高齢者所在不明問題があるが、数日前に出ていた記事で、厚生労働省が全国の自治体に対し、地域福祉計画の中での見守りの仕組みが紹介されていた。その記事の中でいくつか紹介されていたのは、「家の中にセンサーを付け、数時間動かないと発報する」というのをいずれかの自治体で採用していたり、そういった事例が紹介されていたが、いずれにせよ国が都道府県を經由して各市区町村に高齢者や障害者の見守りシステムの仕組みの先進事例を市区町村から出させ、国が先進的事例についての紹介を全市区町村に流すという様な記事も出ていた。このような見守りのしくみを障害者計画の中で記載するのか、地域福祉計画の中で書くのかといったこともあるので、私どもの部門と地域福祉計画の部門と調整をして、仮に地域福祉計画の中で記載するのであれば、高齢者や障害者の見守りシステムを作る。障害者計画の中で記載するのであれば、障害者の見守りの仕組みという形になるので、どういう方向がいいのかを議論していきたい。いずれにせよ見守りの仕組みの必要性はより高度化する必要があると思う。
- そのほかに意見・質問等あるか。
- なし。
- 議題②「第二次障害者計画の素案（第4章）」については、指摘のあった考え方については、策定委員会で再度検討することとし、その部分以外は原案の考え方を承認することとする。次の議題に入る。

(3) その他（参考「資料7第6回地域福祉計画等策定懇談会の日程について」）

- 議会月と重なり大変恐縮ではあるが、候補としては9月29日（水）午前10時からとさせていただきたいが、いかがか。
- 事務の都合もあるので、欠席者が多い場合には別の日を再度調整していただくということにしたいが、いかがか。
- （出席者全員一致）
- 出席者全員一致ということで、9月29日（水）午前10時からを、次回の懇談会の開催日とする。
- 9月の議会月に関して、議会の日程が正式に決定しておらず、9月29日から予定が動く可能性がある。動いた場合は大変恐縮ではあるが、できる限り皆様の御都合の良い日に設定させていただきたいと思うので理解いただきたい。
- 今後のスケジュールについて、何か意見・質問はあるか。
- なし。
- 以上をもって、本日の議事を終了する。第5回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会を終了する。

	- 以上 -
--	--------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-left: 20px;"></div>	傍聴者： <u>    0    </u> 人
-----------------	---	-------------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：                    ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：                    ）
------------------	---

庶務担当課	健康福祉部 障害福祉課（内線：642）
-------	---------------------

（日本工業規格A列4番）